

旭川市テレワーク導入奨励金に関するQ&A(令和2年12月2日17時時点)

	関連する手続き	お寄せいただいた質問	旭川市からの回答
1	登録申請	テレワーク導入の方法が分からないのですが、どうしたらよいですか。	テレワーク関連労務規程の作成例やICTツールの一覧表等の参考資料をお渡しますので、担当までご連絡ください。
2	登録申請	テレワークを既に実施している場合でも本奨励金の登録・交付対象となりますか。	登録後に一定回数のテレワーク(在宅勤務)を実施し、テレワーク関連労務規程を制定する場合は、対象となります。
3	登録申請	テレワーク実施のためにWEBカメラ等の備品を既に購入している場合でも本奨励金の登録・交付対象となりますか。	本奨励金は、経費補助ではありませんので、対象となります。
4	登録申請	(登録申請時点) テレワーク実施に向け、タブレット端末等の購入と規程の整備をする必要があり、現時点で様式第4号(交付申請書)のテレワーク実施期間の目処がたたないのですが、どのように記載すれば良いですか。	様式第4号は、登録申請(様式第1号提出)時点で作成するものではなく、交付要綱第7条第1～3号の要件を全て満たした後に作成・提出いただくものです。なお、様式第4号は様式第1号を提出いただいた後に市が発行する「登録決定通知日」から3か月以内(又は令和3年3月31日のいずれか早い日まで)に提出いただく必要があります。
5	交付申請	交付対象となるテレワーク、とは、いつからいつまでの間に実施したものになりますか？ 弊社ではすでにテレワークを実施中で、今後については、コロナウィルスの収束具合を見ながら決めようと思っています。 書類には、いつからいつまでのテレワークについて記入すれば良いでしょうか。	交付申請日の属する週の4週間前(日曜日)から、交付申請日の前週土曜日までです。例えば、1月29日(金)に交付申請をされる予定である場合は、以下のとおりテレワークを実施いただく必要があります。 ・12月27日(日)～1月2日(土)の間に1回以上 ・1月3日(日)～9日(土)の間に1回以上 ・1月10日(日)～16日(土)の間に1回以上 ・1月17日(日)～23日(土)の間に1回以上 なお、テレワーク関連労務規程等については、登録申請の審査後にお送りする「登録決定通知」の日付以後、交付申請日(上記の例の場合は、1月29日(金))までに、新たに制定いただく必要があります。
6	交付申請	テレワーク実施日にテレワークを実施していたことが証明できる資料、とは、具体的に何について記入すれば良いですか？ また、書式はこちらで考えて作成するもので大丈夫でしょうか。 特に、業務内容及び使用するICTが確認できるもの、についてどの程度まで記載すればいいのをご教示ください。 業務内容につきましては企業秘密を含むものであるため、あまり具体的な記載は難しいです。 また、ICTについては、使用しているツール名の記載程度の内容で大丈夫でしょうか。	「テレワーク実施日にテレワークを実施していたことが分かる資料」の記載事項は以下のとおりです。 ・企業・団体名 ・テレワーカーの氏名 ・実施日、場所 ・業務内容 ・使用したシステム、機器 業務内容については、記載いただける範囲の概要で構いません。ICTはツール名や何に使ったか(例:職場との連絡調整、問い合わせ対応、経理・事務作業等)を日報のような形で記載ください。(様式は任意です。)
7	交付申請	交付申請書の添付書類としてテレワーク関連労務規程を提出するが、交付要綱上で指定されている労使が合意していることが分かる状態とはどのような形を想定しているのでしょうか。	例えば、規程の最後に、「事業所の代表者」と「労働組合または労働者代表選任書で選任された代表者」との連名で署名・押印いただくか、任意の様式で労働者が合意したことが分かる書類を作成いただき写しを添付する等の方法で明示してください。(任意様式のサンプルが必要であればお申し付けください。) 労働者代表選任書はあくまで、代表が誰かを明らかにするものであり、労使合意が取れているかどうかの証明にはならないため、このような形での御対応をお願いしております。
8	交付申請	労働者代表専任書の作成は、規程策定の後でも問題ないでしょうか。	労働者代表専任書は、労使合意・規程策定の前に作成してください。既に選任された代表者との間で合意の上で規程を作成するという時系列にする必要があるためです。
9	交付申請	テレワーク実施者が市外在住でも問題ないでしょうか。	要綱第2条において、本奨励金のテレワークの定義として、「市内の事業所に所属する」「雇用契約を締結している」「市内在住所従業員」による「在宅勤務」としているため、交付申請日の週の前4週に4回以上、上記定義のテレワークを実施している必要があります。 例えば、4回のうち1回が近隣町在住の方のみのテレワークであった場合、実施日としてカウントされません。